

「どっぷり高知旅おもてなし オリジナルピンバッジ」配布要領

(趣旨)

- 1 どっぷり高知旅キャンペーンを契機に本県を訪れる観光客へのおもてなし活動実践者及びおもてなし宣言に賛同し、オリジナル宣言をした県民のおもてなし気運を盛り上げ、高知家のおもてなしを県民挙げて展開するための配布要領として、これを定める。

(どっぷり高知旅おもてなし宣言)

- 2 1に掲げる、おもてなし宣言は次のとおりとする。
 - 宣言1 おらんくのえいもんでおもてなし
 - 宣言2 もっとじっくり楽しめるようおもてなし
 - 宣言3 てれんで話しかけるおもてなし
 - 宣言4 なんでも教えるおもてなし
 - 宣言5 しまったあ好きになるよう、どっぷりおもてなし

(配布期間)

- 3 ピンバッジの配布期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(配布対象)

- 4 ピンバッジの配布対象は、次のいずれかに該当する方とする。
 - (1) どっぷり高知旅おもてなし宣言に賛同し、おもてなし宣言をした原則県内在住の方
 - (2) 高知県観光ガイド連絡協議会加盟団体のボランティアガイド
 - (3) おもてなしタクシードライバー
 - (4) 高知県おもてなし県民会議委員
 - (5) 高知県おもてなし県民会議が主催する一斉清掃への参加者、高知家おもてなし県民表彰受賞者など、おもてなし活動の実践者
 - (6) その他おもてなし活動を推進するに当たり、知事が必要と認めた方

(配布個数等)

- 5 4(1)に該当する方のピンバッジの配布個数は、次のとおりとする。
 - (1) 宣言書の提出は、一人1回限りとし、宣言書1枚につき、配布個数は1個とする。
 - (2) 宣言書は原則、本人の直筆で記載したものを提出することとする。
 - (3) 破損、紛失した場合には、再度宣言書を提出する。

(配布場所)

- 6 ピンバッジの配布場所は、高知県庁観光振興スポーツ部観光政策課とする。ただし、状況に応じて変更、追加等を行う。
 - (1) 高知県庁観光振興部観光政策課
 - (2) 安芸観光情報センター
 - (3) 仁淀ブルー観光協議会

- (4) 奥四万十高知
- (5) 幡多広域観光協議会
- (6) 土佐れいほく観光協議会
- (7) とさてらす